

8/20
早稲

介護保険負担上限アップ

厚労省検討一定収入世帯月7000円

厚生労働省は十九日、介護保険制度で月7000円のサービス利用料が高額になった場合に設けられている自己負担額の上限を一部引き上げる検討に入った。年金などで一定の収入がある世帯が対象。高齢化で保険財政は苦しくなっており、年間数十億円の支出抑制を見込む。

同日開いた社会保障審議会の部会で本格的な議論を始めた。引き上げられた場合、対象の世帯では介護サービス利用料が高額にな

用時の自己負担割合（原則一割）も検討。昨年八月から、一定以上の所得がある人は「一割負担」となっているが、六十五～七十四歳について対象をさらに広げるかが焦点となる。

サービスを多く利用したときの負担が月七千円程度増えることになる。

すると、負担が重くなりすぎるよう一定額を超えた部分を払い戻す仕組み。上限額は所得に応じて決まる。

この世帯の上限額は、医療が月四万四千四百円なのに限度はない。一方で、介護は三万七千一百円と低くなっている。このた

め「医療と同水準にすべきだ」との指摘がある。今年三月には、この世帯の上限額に達し、制度を利用した例が約二十一万件あった。

このほか部会では、四十代住民税が課税されている世帯のうち、現役世代並み

社会保障審議会
社会保険制度や人口問題に関する重要な事項を調査、審議する厚生労働相の諮問機関。具体的な議論は、医療、年金、児童、障害者など分野ごとに設置される部会で行われる。有識者や各種団体の代表者が委員に任命される。介護保険部会は現在、3年に1度の制度見直しに向け議論しており、年内に意見を取りまとめる。